

# 中央労基協 Report

令和6年4月

## 令和5年度 第2回幹事会を開催しました

本年度の第2回幹事会は、令和6年3月12日に当支部ホールにて開催し、全議案が可決されましたので、ここに議案の一部をご紹介します。

### I 基本方針について

東基連中央労働基準協会支部は、東基連と組織統合した9支部とともに本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進しているところです。

令和5年5月からは、新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変更となったことから、当支部の行事である6月の中央安全推進大会及び9月の中央健康推進大会は、コロナ禍以前の規模と同様に開催し、新春賀詞交歓会は4年ぶりに開催することができ、会員相互と行政の方々との親睦が図られました。



講習等事業では、受講者の人数制限を解除し、コロナ禍前と同様の講習等事業体制とし、前年比、受講者数、収益面ともに大幅に増加しました。

また、「石綿作業主任者技能講習」「化学物質管理者講習」のニーズが高く、通常の実施の受講者増加に伴い、追加開催したことも増加要因として考えられます。

令和6年度においても東基連における中核支部としての役割をはたすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組んでまいります。

- 1 東基連本部及び各支部間はもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組みます。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施します。また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施します。  
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレットを活用した広報を幅広く行います。
- 3 総会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努めます。
- 4 会員の減少に歯止めを掛けるため、本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心に幅広く周知・広報することとし、そのためホームページの更新に配慮し、事業者にとって有用な情報提供に努めます。また、新規会員獲得のため、年間目標（80事業場）を設定し、①各種講習時に「入会案内文」を配布する。②ホームページ「貸しホール」欄に、会員価格が低廉である旨を強くアピールするほか、貸しホール利用者に特化した「入会案内文」を掲載する。③労働基準監督署等行政機関のお知らせ等設置棚に「入会案内文」を配架依頼する等積極的な広報を行うこととしています。
- 5 施設（ホール、事務所、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより、事業活動の安定した財政基盤の確保に努めます。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部  
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

## II 個別事業の概要について

### 1 労働関係法令等に係る講習会等の実施

(1) 安全衛生教育事業関係・・・・・・・・・・ 42回

技能講習、登録講習、法定教育講習等

※ニーズの高い「石綿作業主任者技能講習」「化学物質管理者講習」については、追加開催予定。

(2) 人事労務管理関係講習・・・・・・・・・・ 9回

労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー（女性活躍推進セミナー等）

### 2 労使の意識啓発の取組

中央労働基準監督署と当支部他団体との共催により、労働災害防止等に向けた機運醸成のため、中央安全推進大会を6月28日に、中央健康推進大会を9月12日に開催し、各種対策等に関する説明、事例の発表、専門家による講演等を行う。

また、中央健康推進大会において、安全衛生活動に積極的に取り組む事業場及び安全衛生活動の推進に尽力された個人に対する中央労働基準監督署長表彰を行う。

### 3 広報活動の取組

当支部に関連する情報等を東基連本部が編集し、毎月発行する会報「東基連」の「支部たより」欄に掲載するとともに、「中央労基協 Report」を毎月発行して当支部の活動状況や関連情報の提供を行う。

また、当支部会員限定で当該会報「東基連」「中央労基協 Report」のメール配信サービスにより会員事業者への情報提供の充実を図る。

ホームページ等の活用により当支部が独自に開催する講習会、セミナー等の情報提供に努める中で、当支部の事業活動の内容、特色をわかりやすく示すことにより新たな会員の加入につなげていくこととする。そのため、ホームページの更新や案内リーフレットの作成、配布に努める。

### 4 当支部内に設置した委員会の活性化の取組

当支部地域内の建設業者を構成員として設けられた建設業労務安全推進委員会を年2回（6月・8月）開催し、中央労働基準監督署の指導の下、業界における労務・安全管理上の問題点を検討し、安全衛生管理の向上の推進を図るとともに、中央安全推進大会及び中央健康推進大会の開催に当たって、その運営に積極的に協力していく。

### 5 施設賃貸・貸与事業

当支部の収益事業の要となる中労基協ビルの事務所スペース及び周辺駐車スペースの賃貸並びにホールの貸与を維持、継続することにより、当支部の財政基盤の確立に努めることとする。

そのため、建物、設備等に係る必要な修繕、更新に留意しつつ、優先度に応じて対応を図ることとし、必要な経費の準備を計画的に行うこととする。

## III 《報告事項》当面の主な行事予定について

令和6年度の中央労働基準協会支部における行事予定

○第1回支部幹事会、支部会員総会、臨時幹事会及び懇親会

R6.5.17（金）15:00～19:00

九段会館テラスコンファレンス&バンケット3階（千代田区九段南1-6-5）

○中央安全推進大会

R6.6.28（金）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

○中央健康推進大会

R6.9.12（木）13:30～16:30

文京区シビックホール 小ホール（文京区春日1-16-21）

○新春賀詞交歓会

R7.1.20（月）17:30～19:00

東京ドームホテル B1（文京区後楽1-3-61）

○第2回支部幹事会

R7.3.12（水）16:00～17:00

中央労働基準協会支部 4F ホール（千代田区二番町9-8）

中央労働基準監督署からのお知らせ

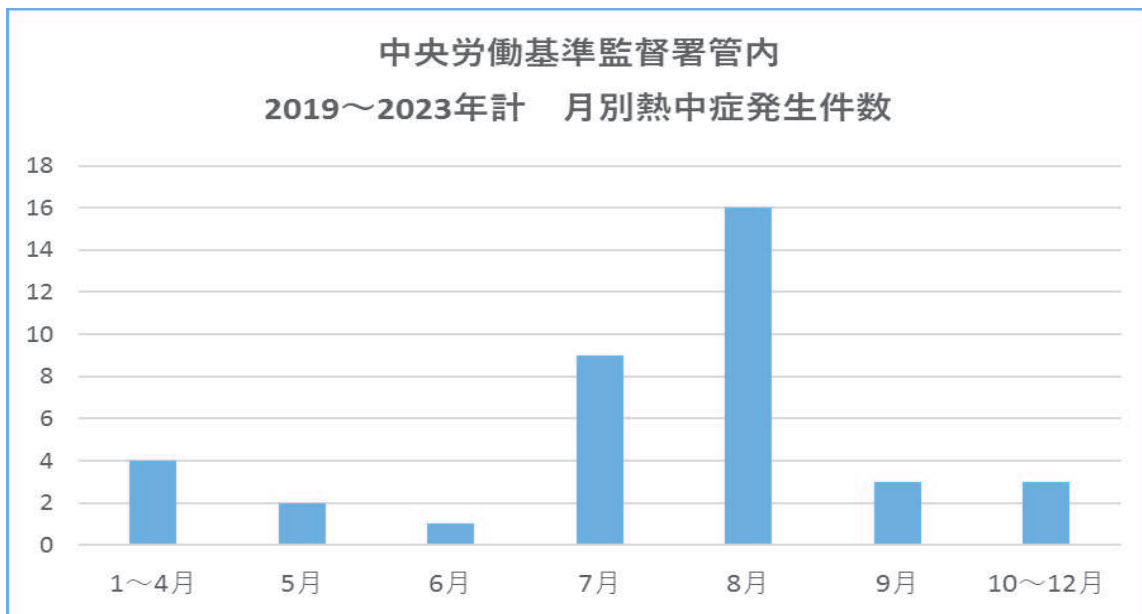
4月から準備！

**STOP！熱中症**

# クールワークキャンペーン

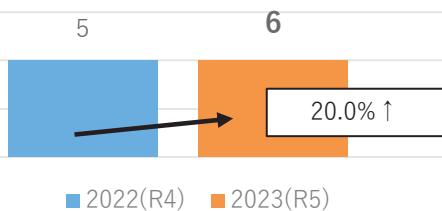
「STOP!クールワークキャンペーン（4月：準備・5～9月：キャンペーン期間）」が始まります！

毎年5月には熱中症が発生しております。今年も厳しい暑さとなる予報もあるため、早めの対策をよろしくお願いたします。

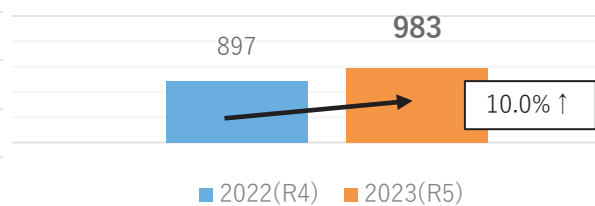


## 第14次労働災害防止計画の進捗状況 (比較対象の2022年と2023年1～12月末(速報値)の比較)

死亡者数 6人  
(目標：4人以下)



死傷者数 983件  
(年間868人以下)



- ・ 死亡は前年1人増加で目標未達成、死傷者数は10.0%増加で目標未達成。
- ・ 引き続き、労働災害防止対策の推進にご協力をお願いします。

令和6年2月23日から、  
1か月単位の変形労働時間制に関する協定届等も

# 本社一括届出

ができるようになりました！

1か月単位の変形労働時間制に関する協定届等については、事業場単位でそれぞれの所在地を管轄する労働基準監督署に届け出る必要がありますが、令和6年2月23日から、次の条件を満たす場合には、36協定届や就業規則届等と同様に、本社において各事業場の協定届を一括して本社を管轄する労働基準監督署に届け出ることが可能となりました。

## 本社一括届出が可能になった手続

- ・ 1か月単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 1週間単位の変形労働時間制に関する協定
- ・ 事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
- ・ 専門業務型裁量労働制に関する協定
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する決議
- ・ 企画業務型裁量労働制に関する報告

## 本社一括届出が可能な要件

- 電子申請による届出であること
- 以下の項目以外の記載内容が同一であること

1か月単位の変形労働時間制に関する協定	1週間単位の変形労働時間制に関する協定	事業場外労働に関するみなし労働時間制に関する協定
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 事業の種類</li><li>▪ 事業の名称</li><li>▪ 事業の所在地（電話番号）</li><li>▪ 常時使用する労働者数</li><li>▪ 該当労働者数（満18歳未満の者）</li><li>▪ 協定成立年月日</li><li>▪ （労働者側）協定当事者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 事業の種類</li><li>▪ 事業の名称</li><li>▪ 事業の所在地（電話番号）</li><li>▪ 常時使用する労働者数</li><li>▪ 該当労働者数（満18歳以上の者）</li><li>▪ 協定成立年月日</li><li>▪ （労働者側）協定当事者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 事業の種類</li><li>▪ 事業の名称</li><li>▪ 事業の所在地（電話番号）</li><li>▪ 該当労働者数</li><li>▪ 36協定の届出年月日</li><li>▪ 協定成立年月日</li><li>▪ （労働者側）協定当事者</li></ul>

- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省HPまたはe-Govの申請ページからExcelファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 本社一括届出が可能な要件

- 電子申請による届出であること
- 以下の項目以外の記載内容が同一であること

専門業務型裁量労働制に関する協定	企画業務型裁量労働制に関する決議	企画業務型裁量労働制に関する報告
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険番号</li> <li>・ 事業の種類</li> <li>・ 事業の名称</li> <li>・ 事業の所在地（電話番号）</li> <li>・ 該当労働者数</li> <li>・ 36協定の届出年月日</li> <li>・ 協定成立年月日</li> <li>・ （労働者側）協定当事者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険番号</li> <li>・ 事業の種類</li> <li>・ 事業の名称</li> <li>・ 事業の所在地（電話番号）</li> <li>・ 常時使用する労働者数</li> <li>・ 労働者数</li> <li>・ 決議の成立年月日</li> <li>・ 36協定の届出年月日</li> <li>・ 委員会の委員数</li> <li>・ 任期を定めて指名された労働者側委員の氏名、任期</li> <li>・ その他委員の氏名</li> <li>・ 委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合の名称又は過半数代表者の職名及び氏名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険番号</li> <li>・ 事業の種類</li> <li>・ 事業の名称</li> <li>・ 事業の所在地（電話番号）</li> <li>・ 常時使用する労働者数</li> <li>・ 制度の適用労働者数</li> <li>・ 同意した労働者数（同意を撤回した労働者数）</li> <li>・ 労働者の1か月の労働時間の状況</li> <li>・ 労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況</li> </ul>

- 事業場ごとに記載内容が異なる項目については、厚生労働省HPまたはe-Govの申請ページからExcelファイル「一括届出事業場一覧作成ツール」をダウンロードし、内容を記入して添付すること

### ● e-Govのアカウント取得や操作方法などに関するお問い合わせ先

- まずは、e-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認ください。
- その上でのご不明点については、以下のe-Gov利用者サポートデスクにご連絡ください。  
電話番号：050-3786-2225（通話料金にご利用の回線により異なります。）

受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで  
土日祝日 午前9時から午後5時まで  
5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで  
土日祝日・年末年始 休止

Webお問合せ：<https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>



### ● 届出の記載内容などに関するお問い合わせ先

- 労働基準法に基づく届出などについてご不明な点があれば、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudo>



## 障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

この法定雇用率引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

### 【ポイント1】

#### 障害者の法定雇用率が段階的に上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	<b>2.5%</b>	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	<b>40.0人以上</b>	37.5人以上

➤障害者を雇用しなければならない事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆障害者の雇用の促進と継続を図るため「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

### 【ポイント2】

#### 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります。(令和6年4月以降)

➤一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

### 【ポイント3】

#### 障害者雇用のための事業主支援を強化（助成金の新設・拡充）します。

(令和6年4月以降)

➤雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金を新設します。

- ・障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができますようになります。
- ・加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになります。

➤既存の障害者雇用関係の助成金を拡大します。

障害者介助等助成金（障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助者等の能力開発への経費助成の追加）や職場適応援助者助成金（助成単価や支給上限額、利用回数の改善等）の拡充、職場実習・見学の受入れ助成の新設など、事業主の皆様の障害者雇用の支援を強化します。

- ◆詳しくは厚生労働省ホームページ、または労働局、ハローワークにお尋ねください。

## 労働保険料の口座振替に係るQ & A

Q1 労働保険料の口座振替とはどのようなものですか。

A 口座振替制度とは、労働保険料の納付について、金融機関の口座振替納付の申し込みをすることにより、指定の金融機関の口座から自動的に引き落とし、労働保険料の納付をすることができる制度です。（この場合、石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金も労働保険料と合わせて引き落としされます。）

Q2 口座振替によるメリットは何ですか。

- A ① 労働保険料等を金融機関や労働局または労働基準監督署の窓口にお持ちいただく手間が省けます。  
さらに、保険料申告書の提出についても、電子申請や郵送などをご活用いただければ、金融機関や労働局、労働基準監督署の窓口に出向くことなく、申告・納付手続きが完了します。
- ② 一度、口座振替の手続きをしていただければ、翌年度以降も継続して納付することができるため、納め忘れ、延滞金を課される心配がありません。
- ③ 手数料がかかりません。
- ④ 現金納付に比べ、保険料の引き落としまでに最大2か月のゆとりができます。

納期	通常の納期	口座振替による納付日
全期又は1期	7月10日	→ 9月6日
2期	10月31日	→ 11月14日
3期	1月31日	→ 2月14日

※労働保険料の延納（分割納付）は、概算保険料が40万円（労災保険が雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円）以上の場合。

※上記納期は、単独有期事業以外で延納を利用している場合。

Q3 口座を利用するためには、何か条件がありますか。

A 口座振替を利用するための条件はなく、全ての事業主の方がご利用できますが、一部利用できない金融機関があります。

Q4 口座が利用できる金融機関は。

A インターネットバンキングを除く、全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工組合中央金庫でご利用できます。

なお、令和6年度第1期分より、「**ゆうちょ銀行**」が加わりました。

Q5 口座振替を利用する場合、いつまでに口座振替依頼書を提出すればよいですか。

A 第1期は、2月25日、第2期は8月15日、第3期は10月11日までに、金融機関の窓口にご提出ください。

Q6 口座振替が行われる前に、振替金額を教えてください。また、口座振替の結果通知はもらえますか。

A 口座振替の約3週間前に、振替金額や口座名義等を記載したハガキが送付されます。

また、口座振替されてから、約3週間で結果通知がハガキで送付されます。

詳しくは下記厚生労働省ウェブサイトにて確認してください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html)



# 令和6年度講習カレンダー〔令和6年4月～令和7年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

QRコードは、ホームページに繋がります

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

講習申込は3か月前の1日からできます



講習名	月	受講費[円] 受講料+テキスト代(税込)		令和6年	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和7年	2月	3月	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210				5(水) 7(金)		28(水) 30(金)			20(水) 22(金)			25(火) 27(木)		
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180		28(火) 29(水)				8(木) 9(金)		10(木) 11(金)			22(水) 23(木)			
	石綿作業主任者技能講習	15,180		25(木) 26(金)		13(木) 14(金)	19(金) 20(土)	20(火) 21(水)		3(木) 4(金)		12(木) 13(金)	16(木) 17(金)	20(木) 21(金)	25(火) 26(水)	
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630		23(木) 24(金)			4(木) 5(金)			12(木) 13(金)		28(木) 29(金)				
	衛生推進者養成講習	9,900					3(水)			27(金)		26(火)				
	安全管理者選任時研修	会員	12,650		20(月) 21(火)			29(月) 30(火)			9(月) 10(火)			3(火) 4(水)		
		一般	14,850													
	化学物質管理者講習 (取扱い事業場向け 1日間)	会員	15,070			27(月)										
		一般	18,370						26(月)							
雇入れ時の安全衛生教育	会員	2,200	11(木) 16(火) 17(水)													
	一般	3,300														
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	会員	19,030				9(火) 11(木)		4(水) 6(金)		6(水) 8(金)					
		一般	22,330													
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	会員	16,170				9(火) 10(水)		4(水) 5(木)		6(水) 7(木)					
衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	会員	9,460				11(木)				6(金)		8(金)				
	一般	11,660														
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者(指導員)研修	会員	5,390			11(火) 26(水)										
	一般	7,590														
総括安全衛生管理者講習	会員	10,450								18(金)						
	一般	13,750														
人事労務講習等	新規労務担当者向け講習	会員	12,780		14(火) 15(水)											
		一般	16,080													
	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習	無料					12(水)									
		基礎講座 (初級講座)	労働基準法等基礎講座	会員	3,740					2(金)						
	一般		5,940													
	社会保険(健保・年金)基礎講座	会員	4,125					26(金)								
		一般	6,325													
	実務講座 (中級者向け)	労働基準法等実務講座 【2回セット】	会員	8,690								12(火) 19(火)				
		一般	11,990													
	労働保険実務講座 【2回セット】	会員	8,470					17(水) 24(水)								
一般		11,770														
社会保険【健保・年金】 実務講座【2回セット】	会員	8,085									16(水) 23(水)					
	一般	11,385														
雇用保険実務講座	会員	3,300	19(金)													
	一般	5,500														
女性活躍推進セミナー	会員	未定												14(金)		
	一般	未定														

大会等	中央安全推進大会	無料			28(金)										
	中央健康推進大会	無料							12(木)						

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。 2024/3/18現在

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。※東京都内限定 ※20名以上 ※日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。